

## 別表第1（第2条関係）

（平25条例18・平27条例13・平28条例6・令3条例3・一部改正）

番号	区域
1	昭和59年9月5日市町告示第44号に定める秋多都市計画地区計画小峰・留原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「小峰・留原地区地区整備計画区域」という。）
2	昭和61年12月秋川市告示第75号に定める秋多都市計画地区計画秋川駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「秋川駅北口地区地区整備計画区域」という。）
3	平成2年3月秋川市告示第14号に定める秋多都市計画地区計画森山下地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「森山下地区地区整備計画区域」という。）
4	平成6年4月秋川市告示第28号に定める秋多都市計画地区計画雨間地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「雨間地区地区整備計画区域」という。）
5	平成6年4月5日市町告示第26号に定める秋多都市計画地区計画武蔵五日市駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「武蔵五日市駅前地区地区整備計画区域」という。）
6	平成6年10月秋川市告示第57号に定める秋多都市計画地区計画二宮地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「二宮地区地区整備計画区域」という。）
7	平成8年10月あきる野市告示第71号に定める秋多都市計画地区計画原小宮地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「原小宮地区地区整備計画区域」という。）
8	平成24年12月あきる野市告示第140号に定める秋多都市計画地区計画南小宮地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南小宮地区地区整備計画区域」という。）
9	令和2年12月あきる野市告示第172号に定める秋多都市計画地区計画武蔵引田駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「武蔵引田駅周辺地区地区整備計画区域」という。）
10	平成28年3月あきる野市告示第25号に定める秋多都市計画地区計画初雁地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「初雁地区地区整備計画区域」という。）